

# 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付フローチャート

## 特殊寝台をレンタルする場合

### 1 認定調査結果の確認

基本調査1-4「起き上がり」が「3. できない」  
または  
基本調査1-3「寝返り」が「3. できない」  
に該当する。

該当する場合

和歌山市に申請不要  
で給付可

該当しない場合

### 2 下記「例外給付の対象要件」の可能性はあるか確認する

- I 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に日常的に起き上がりが困難または日常的に寝返りが困難な者
- II 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに日常的に起き上がりが困難または日常的に寝返りが困難な者に該当するに至ることが確実に見込まれる者
- III 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から日常的に起き上がりが困難または日常的に寝返りが困難な者に該当すると判断できる者（重篤化回避）

可能性がある場合

可能性がない場合

給付対象外

### 3 医師の所見を確認する

医師に、利用者の状態が、上記の「例外給付の対象要件」に該当するか確認する。

所見を得た場合

所見が得られない場合

給付対象外

### 4 サービス担当者会議を開催

サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより例外給付が必要であることをケアマネージャー等が判断する。

### 5 和歌山市に確認書を提出

和歌山市に「軽度者への福祉用具貸与に係る確認依頼書兼判定通知書」その他添付書類を提出する。

給付可